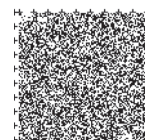

第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

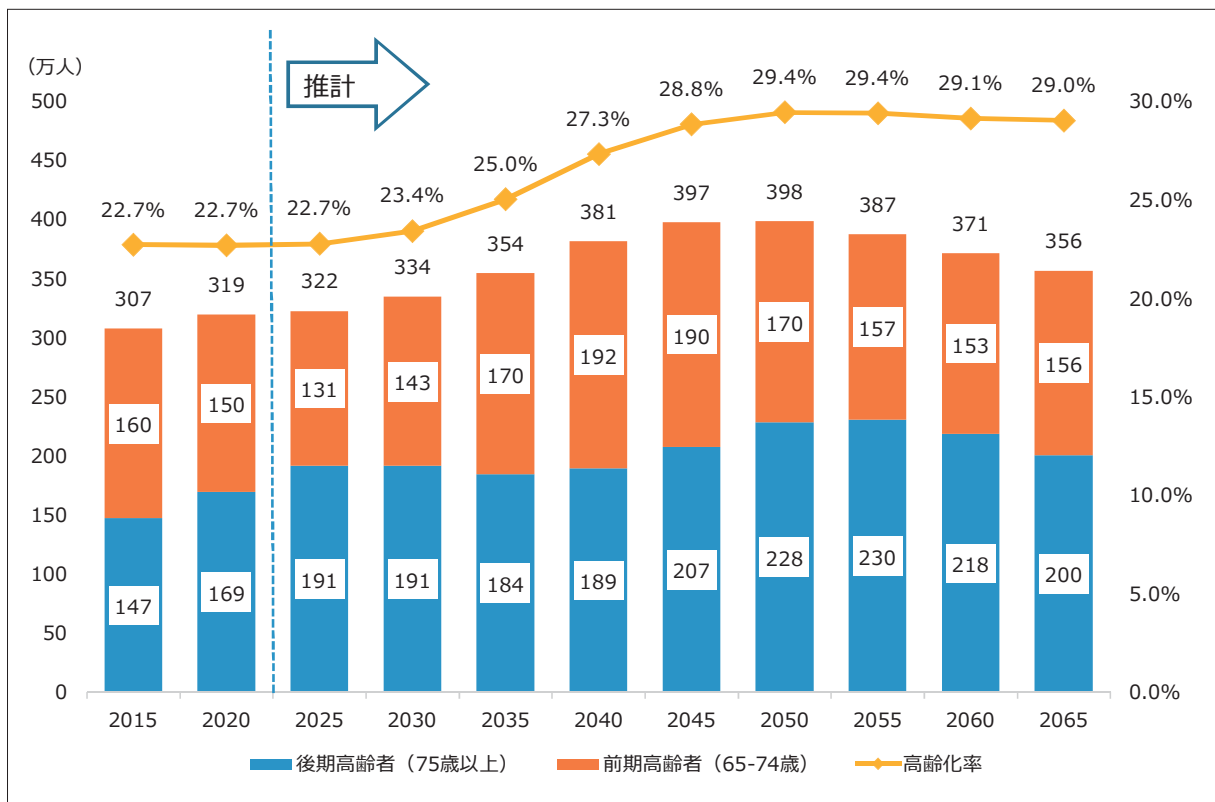


第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

1 社会的背景

○ 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和2（2020）年は22.7%でしたが、今後更に高齢化が進み、令和17（2035）年には25.0%（約4人に1人が高齢者）、団塊ジュニア世代が75歳を超える令和32（2050）年には29.4%（約3人に1人が高齢者）とピークを迎え、以降は減少していくと見込まれています。

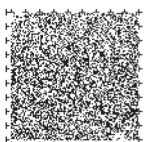
○ 高齢者人口の推移を見ると、令和2（2020）年には前期高齢者が約150万人、後期高齢者が約169万人となり、後期高齢者の人口が前期高齢者を上回りました。



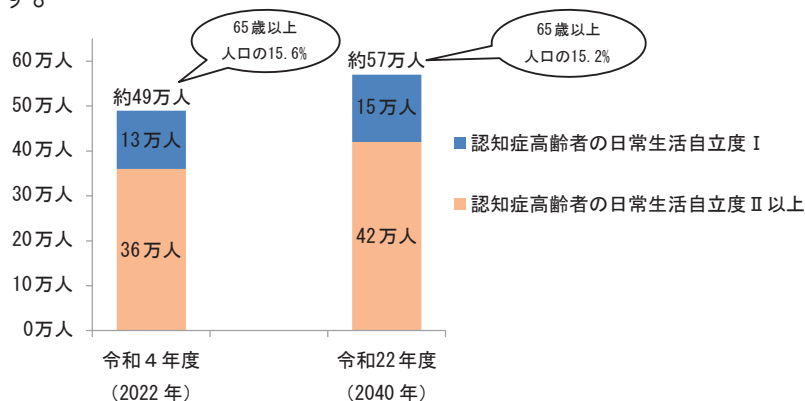
<東京都の高齢者人口の推移>

出典：総務省「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」

備考：2025年以降は、東京都政策企画局による推計。四捨五入により、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。



- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和4（2022）年11月時点で約49万人に達し、令和22（2040）年には約57万人に増加すると推計されています。

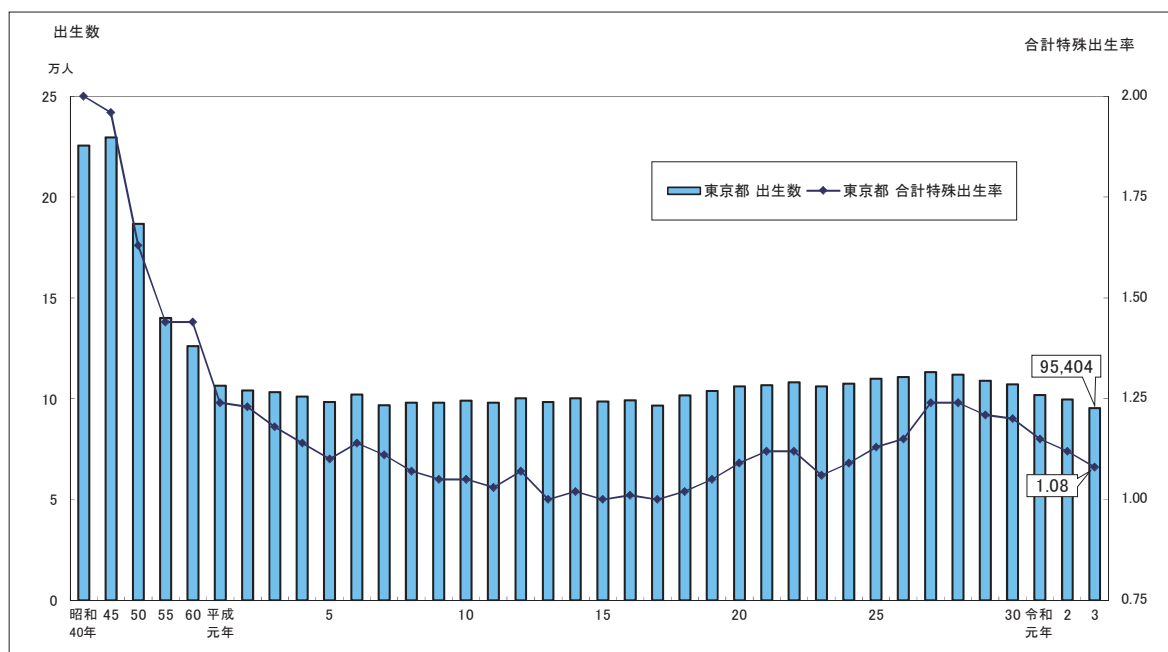


<認知症高齢者の推計（東京都）>

出典：東京都福祉保健局「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

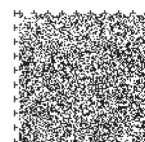
備考：新型コロナウイルス感染症のまん延により認定調査が実施できず、日常生活自立度が不明の者が多数存在したため、令和4（2022）年度の認知症高齢者数の算出にあたっては、自立度不明の者を自立度Ⅰ以上の高齢者の出現率により案分し算出している。

- 令和3（2021）年の都における出生数は約9万5千人で、前年からやや減少しています。また、同年の女性が生涯に産む平均の子供数である合計特殊出生率は1.08となっています。

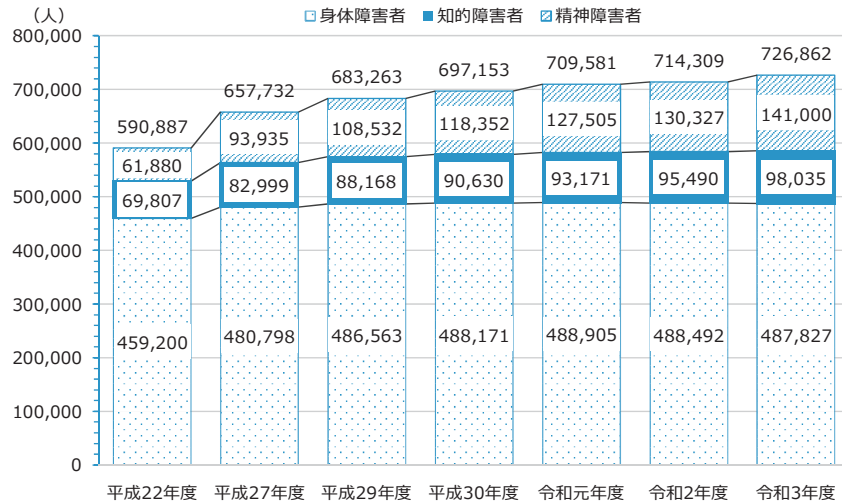


<出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）>

出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」



- 都内の障害者手帳の所持者数は、令和3（2021）年度末では約73万人となっており、増加傾向にあります。



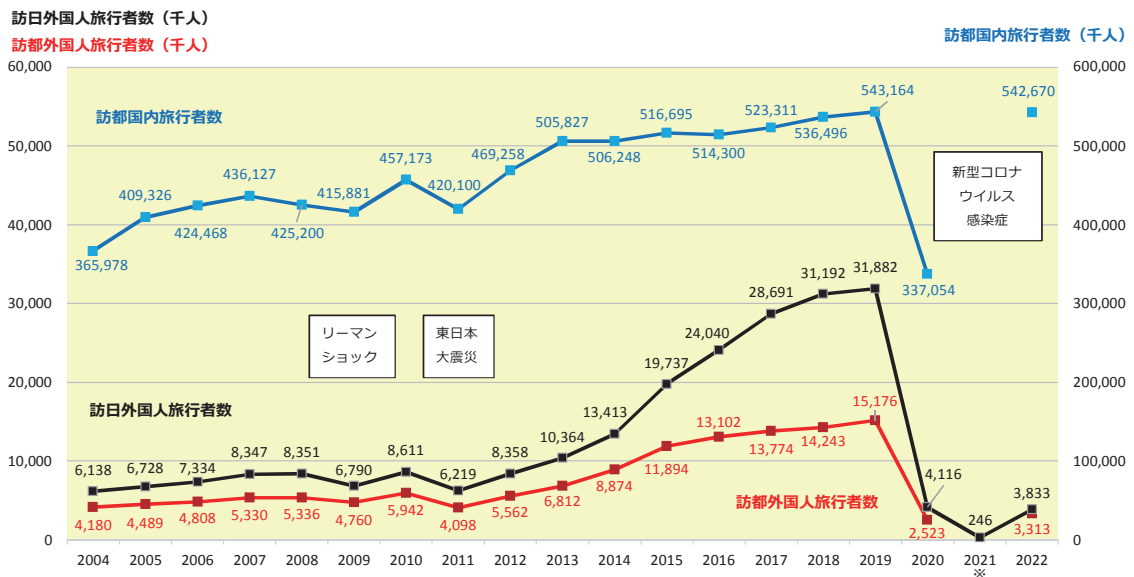
<都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）>

出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計 年報」

- 東京を訪れた外国人旅行者数は、令和元（2019）年は約1,518万人でしたが、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて約252万人に減少しました。

また、東京を訪れた国内旅行者数は、令和2（2020）年は約3億3,705万人でした。

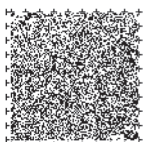
なお、直近（令和4（2022）年）調査では、外国人旅行者数は約331万人となり、国内旅行者数は令和元（2019）年度並みの約5億4,267万人に戻っています。



<訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移>

出典：日本政府観光局「訪日外客数」、東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」

※ 2021年は、「訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数」の調査結果なし



2 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、「都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）」については5年毎に調査し、直近では令和3年度に行いました。

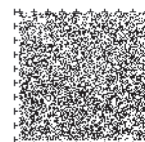
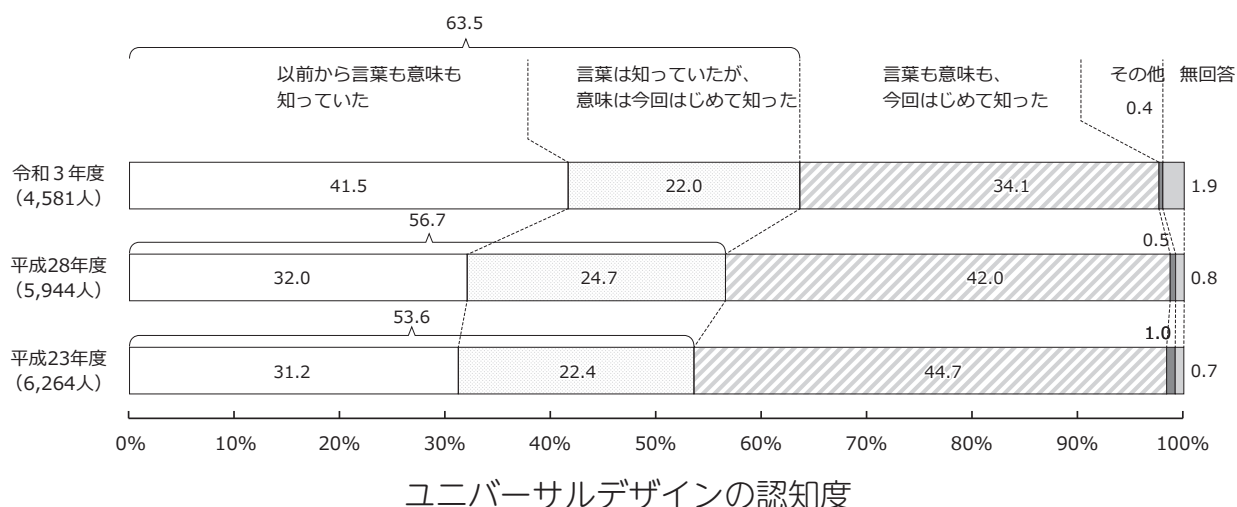
また、心のバリアフリーをより一層推進していく基礎資料とするため、平成28年度に「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」を行い、令和3年度には上記の「東京都福祉保健基礎調査」の中で行いました。

調査の結果は次のとおりです。福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要があります。

※第2章2において、特に記載がないものの出典は全て、東京都福祉保健局「都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）令和3年度東京都福祉保健基礎調査」（令和4年11月）です。

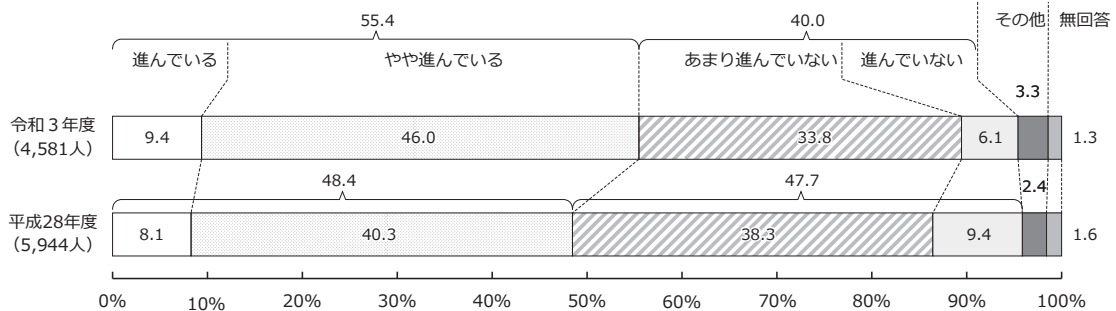
< 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約4割 >

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」割合は41.5%で、平成28年度調査と比べて9.5ポイント増加しました。
- また、「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」の割合は22.0%で、63.5%が「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていました。



<東京のハード面のバリアフリーの印象は「進んでいる」が「進んでいない」を上回る>

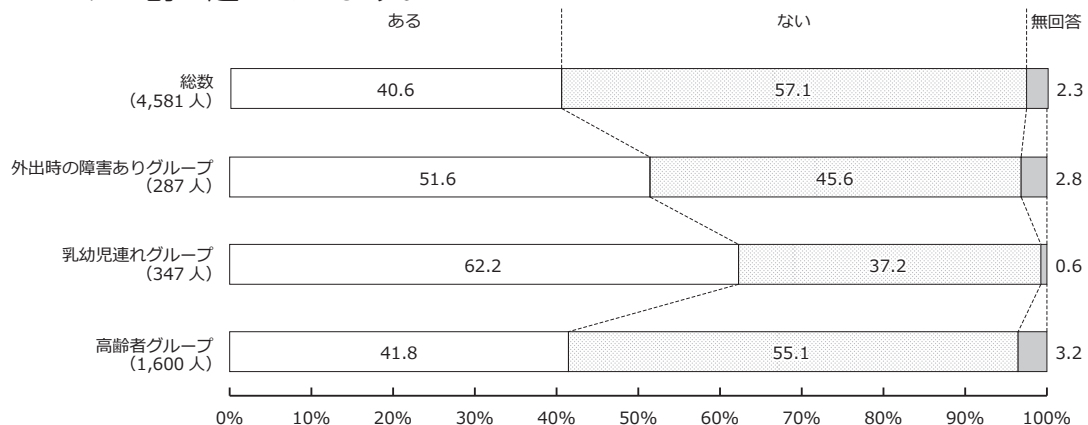
- 現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー化の状況について、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は55.4%で、平成28年度調査と比べて7.0ポイント増加しました。また、「あまり進んでいない」と「進んでいない」を合わせた割合（40.0%）を上回っています。



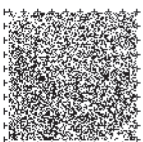
東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況

<日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあると回答した人は3ポイント減>

- 日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安（以下「バリア」という。）を感じるところがあるかを聞いたところ、「ある」の割合は40.6%で、平成28年度調査と比べると、3.0ポイント減少しています。
- また、「ある」の割合は、外出時の障害ありグループで5割を、乳幼児連れのグループで、6割を超えています。

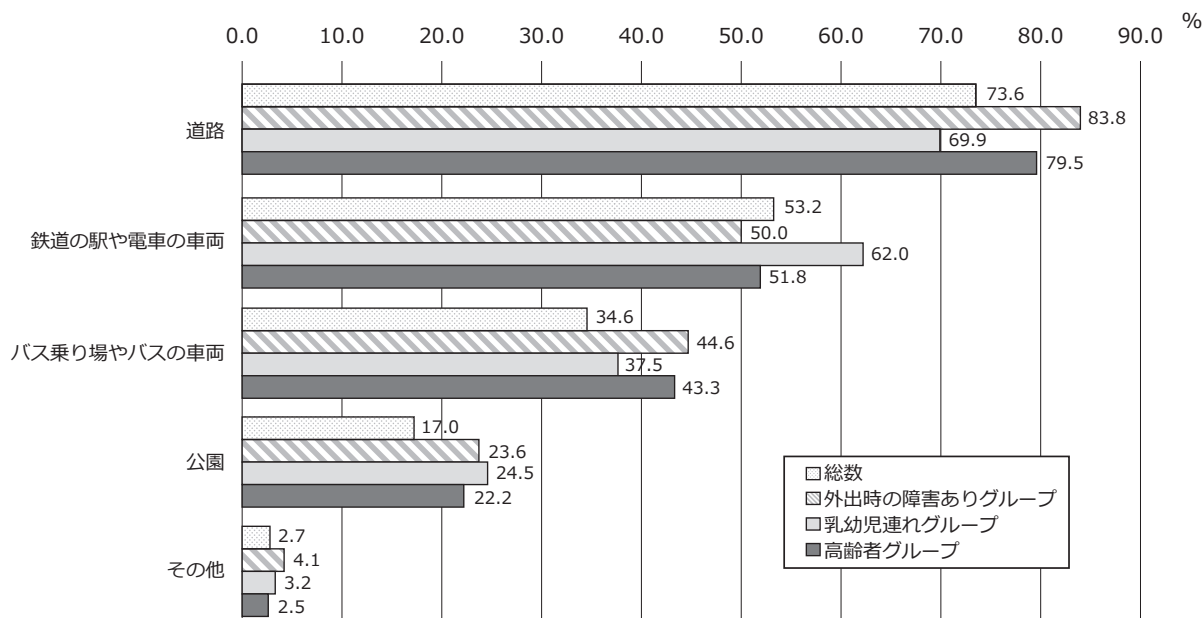


東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況－外出時グループ別



＜バリアを感じる箇所は、「道路」が7割超、「鉄道の駅や電車の車両」が5割超＞

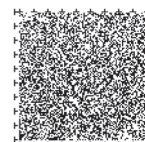
- 日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じるところが「ある」と回答した人に、バリアを感じる箇所を聞いたところ「道路」が73.6%で最も高く、次に「公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）」が53.2%でした。
- 乳幼児連れグループでは、「鉄道の駅や電車の車両」の割合が総数に比べて8.8ポイント高く、外出時障害ありグループでは、「道路」「バス乗り場やバスの車両」の割合が総数に比べて10ポイント以上高くなっています。

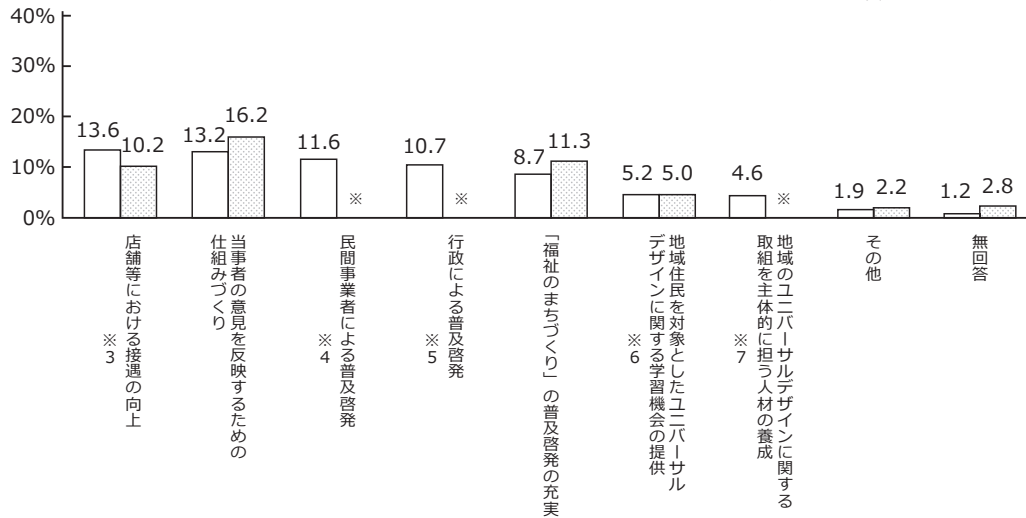
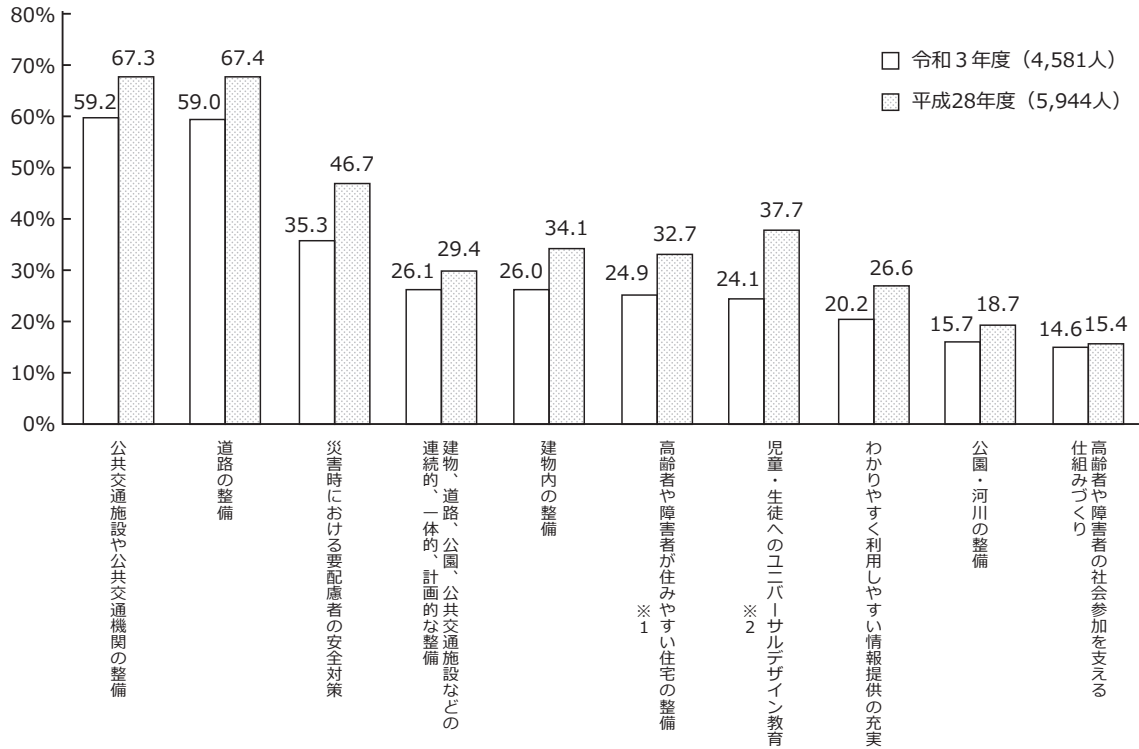


日常よく出かけるところに着くまでのバリアの箇所（複数回答）－外出時グループ別

＜福祉のまちづくりで重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備＞

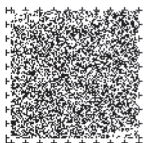
- 今後、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくり」を進めていくに当たり、都が特に重点を置いて取り組む必要があるものを聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」、「道路の整備」がそれぞれ約6割でした。





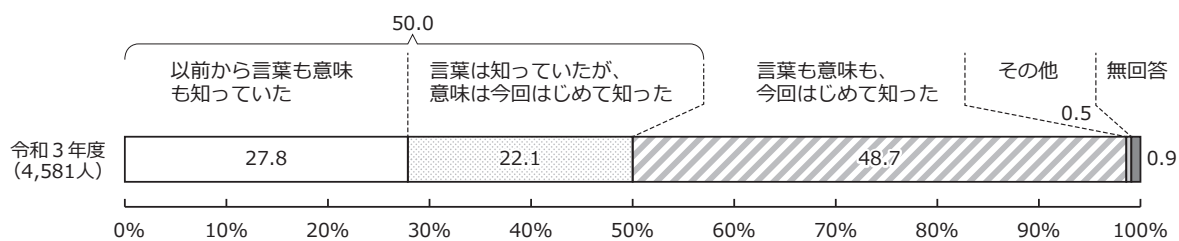
福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの（複数回答）

- (注1) ※1は、平成28年度調査では「高齢者や障害者にも住みやすい住宅の整備」としていた。
- (注2) ※2は、平成28年度調査では「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」としていた。
- (注3) ※3は、平成28年度調査では「民間事業者による従業員を対象とした接客対応向上等のための研修の実施」としていた。
- (注4) ※4、5、7は、平成28年度調査では選択肢を設けていなかった。
- (注5) ※6は、平成28年度調査では「地域住民を対象にしたユニバーサルデザインに関するセミナー・ワークショップの推進」としていた。

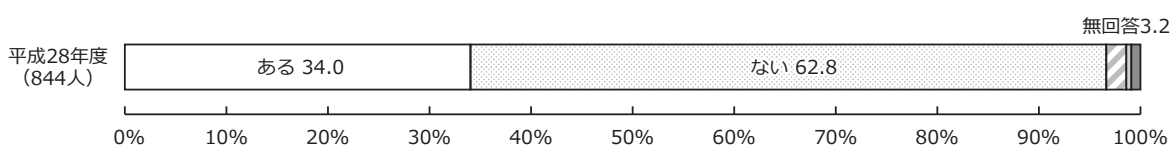


< 「心のバリアフリー」を知っているのは約5割 >

- 「心のバリアフリー」の言葉や意味を知っているか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが意味は今回初めて知った」を合わせた割合は50.0%でした。
- 平成28年度に実施した「心のバリアフリーに関する意識調査」で、「心のバリアフリー」という言葉を「聞いたことがある」と回答した割合は、34.0%であり、16.0ポイント増加しました。



心のバリアフリーの認知度（令和3年度）



心のバリアフリーの認知度（平成28年度）

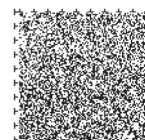
出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成29年3月）

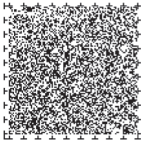
3 我が国の動向

（1）障害者権利条約^{※6}の批准と国内法の整備

平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准しました。

障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって生ずるという、「障害の社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」^{※7}





の理念が盛り込まれました。

平成 25 年 6 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じた合理的配慮が公共機関に義務付けられました。令和 3 年 5 月には、「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が民間企業にも義務付けられ、令和 6 年 4 月から施行されることとなりました。

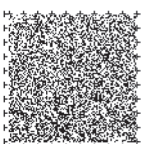
令和 4 年 5 月には、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行されました。「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う」等の理念が盛り込まれました。

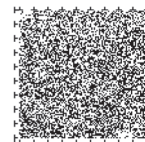
令和 4 年 9 月には、障害者権利条約に関する我が国の報告に対し、障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告が行われました。福祉のまちづくりの視点では、施設及びサービスの利用の容易さを「アクセシビリティ」として確保するべきとした上で、情報のアクセシビリティ^{*8}、学校、公共交通機関、集合住宅及び小規模店舗のアクセシビリティ、建築家や技術者教育の必要性、更には、災害時の情報保障や仮設住宅のユニバーサルデザイン化、インクルーシブ教育^{*9}の推進等、数多くの改善勧告が出されました。

(2) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 の策定

平成 29 年 2 月、国は、東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」をとりまとめました。

行動計画では、共生社会の実現のためには、障害者権利条約の理念を踏まえ、全ての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底した上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」を全ての人々が理解し、それを自らの意識に反映させ、





具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要であると示されました。

これを踏まえ、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（街づくり分野）をそれぞれ展開することとしています。

（3）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

令和2年5月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）の一部を改正する法律」が公布されました。この改正により、公共交通事業者等の施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた心のバリアフリーの広報啓発の取組推進、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務が盛り込まれました。

令和4年3月には、建築物移動等円滑化誘導基準^{*10}が改正されました。「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加するとともに、「客席」に対する移動等円滑化誘導基準が設定されました。また、地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能となりました。

（4）その他の関連する法律

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が公布されました。認知症基本法は、認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにしています。また、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

